

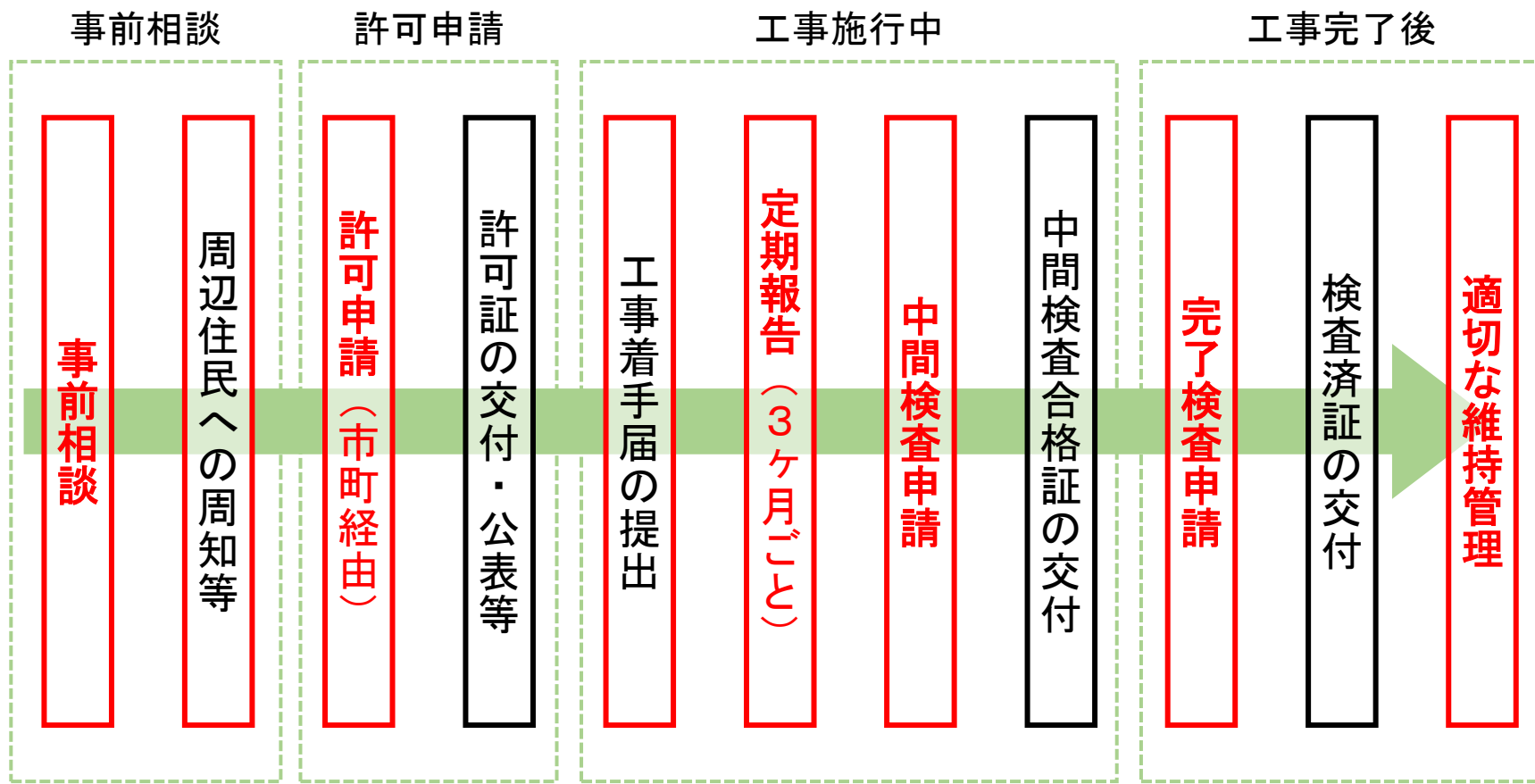
盛土規制法の許可申請・手続き等について

令和 7 年 1 月

栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班

許可申請手続きの流れ

盛土規制法の許可を取得する場合



※土石の堆積の場合には、「完了検査」「検査済」を、それぞれ「確認」「確認済」と読み替える
※中間検査・定期報告は、一定規模を超える等の要件に該当する場合に限る

市町受付窓口について（許可・届出）

- 許可申請・届出の提出先は以下のとおりです。
- 検査の申請（完了検査・中間検査）及び定期報告は、県に直接提出してください。

市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号
足利市	都市政策課	0284-20-2168	矢板市	都市整備課	0287-43-6213	芳賀町	都市計画課	028-677-6020
栃木市	環境課	0282-21-2422	さくら市	生活環境課	028-681-1126	壬生町	生活環境課	0282-81-1834
佐野市	都市計画課	0283-20-3100	那須烏山市	都市建設課	0287-88-7118	野木町	生活環境課	0280-57-4131
鹿沼市	都市計画課	0289-63-2215	下野市	都市政策課	0285-32-8909	塩谷町	建設水道課	0287-45-1114
日光市	都市計画課	0288-21-5102	上三川町	地域生活課	0285-56-9131	高根沢町	都市整備課	028-675-8107
小山市	都市計画課	0285-22-9234	益子町	建設課	0285-72-8842	那須町	建設課	0287-72-6907
真岡市	都市計画課	0285-83-8153	茂木町	建設課	0285-63-5621	那珂川町	建設課	0287-92-1118
大田原市	都市計画課	0287-23-8758	市貝町	建設課	0285-68-1117			

※那須塩原市は、県都市政策課へ直接ご提出ください。

手数料について

○ 栃木県手数料条例に基づき、許可等の申請時には手数料が必要です。

許可及び中間検査

盛土又は切土を行う 土地の面積	宅地造成又は特定盛土等		土石の堆積 [※]
	許可	中間検査	許可
500m ² 以内	15,000円	3,700円	13,000円
500～1,000m ²	26,000円	3,700円	16,000円
1,000～2,000m ²	37,000円	3,700円	18,000円
2,000～3,000m ²	55,000円	3,700円	21,000円
3,000～5,000m ²	66,000円	5,600円	30,000円
5,000～10,000m ²	89,000円	5,600円	33,000円
10,000～20,000m ²	141,000円	5,600円	39,000円
20,000～40,000m ²	216,000円	9,400円	53,000円
40,000～70,000m ²	337,000円	16,000円	72,000円
70,000～100,000m ²	476,000円	28,000円	106,000円
100,000m ² 超	614,000円	39,000円	129,000円

※土石の堆積については、中間検査の対象外

手数料について

変更許可

宅地造成 又は 特定盛土等	<p>申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額(その金額が614,000円を超えるときは、614,000円)</p> <ol style="list-style-type: none">1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更(2のみに該当する場合を除く。) 盛土又は切土をする土地の面積(2に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積) に応じ、許可申請手数料として規定する額に10分の1を乗じて得た金額2 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、許可申請手数料として規定する金額3 その他の変更については次の額 10,000円
土石の堆積	<p>申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額(その金額が129,000円を超えるときは、129,000円)</p> <ol style="list-style-type: none">1 土石の堆積に関する工事の設計の変更(2のみに該当する場合を除く。) 土石の堆積を行う土地の面積(2に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積) に応じ、許可申請手数料として規定する額に10分の1を乗じて得た金額2 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更 新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、許可申請手数料として規定する金額3 その他の変更については次の額 10,000円

事前相談について

- 盛土規制法の許可の必要性は、**県都市政策課に事前相談をお願いします。**
- 許可申請を提出する前に、許可の見通し等を事前に確認することもできます。

事前相談の方法

- 事前相談書に必要書類を添えて、メール等により、**県都市政策課に提出してください。**
- 開発許可を受ける場合も、**盛土規制法の許可対象の該当性について、事前に県都市政策課に相談してください。**
 ※盛土規制法の許可対象の該当状況に応じて、適用となる技術基準が異なります。
- 事前相談書については、**建築確認申請の添付書類として活用できるよう、特定行政庁等と調整を行っています。**

盛土規制法 事前相談書					
相談日	年 月 日 ()				
相談者 (申請者の 代理人等)	氏名		申請予定者 (未定の場合 は記載不要)	氏名	
	連絡先	-		連絡先	-
相談場所	土地の所在地 (複数の場合には代表地番)	市・町・大字 字 番			
	土地の面積	㎡			
	規制区域の別	宅地造成等工事規制区域 ・ 特定盛土等規制区域			
工事概要	盛土又は切土の有無 (土石の堆積の有無 [※])	有 ・ 無			
	盛土又は切土を行う土地の面積 (土石の堆積を行う土地の面積 [※])	㎡			
	盛土又は切土の最大高さ (土石の堆積の最大高さ [※])	m			
その他	許可不要となる他法令の許可状況 (詳細についてはHP参照)				
相談内容 (できるだけ 具体的に)					

※ 土石の堆積(一時ストック等)に関する相談については、括弧書きの内容を記載してください。

相談時における必要書類については、以下のとおりです。
 ただし、相談内容によってはこれ以外の書類も必要になることがあります。

- 1 位置図(住宅地図等で相談場所が分かるもの)
- 2 公図
- 3 土地の平面図(盛土又は切土をする土地の面積が分かるものであること)
- 4 土地の断面図(盛土又は切土をする前後の地盤面が分かるものであること)
- 5 その他(排水施設や擁壁の図面等の相談内容に関連する資料)

以下の事項については、栃木県県土整備部都市政策課が記載するため、相談者による記載は不要です。

相談結果		受付印
------	--	-----

許可情報の公表について

- 都道府県知事等が許可をした時には、一定の許可情報を公表します。

公表する許可情報

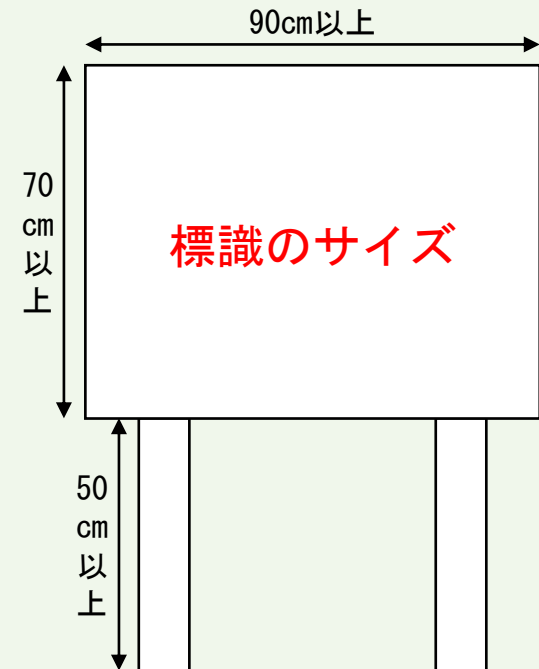
- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日（工事の届出年月日）及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

標識の設置について

○ 許可（法第12条第1項・法第30条第1項）又は届出（法第27条第1項）の工事主は、許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、**標識**を掲げる必要があります。

<標識に記載する事項>（法第49条・規則第87条第3項）

- ① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 現場管理者の氏名又は名称
- ⑤ 宅地造成等に関する工事を行う区域の見取図
- ⑥ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑦ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑧ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ⑨ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑩ 宅地造成等に関する工事について異常を認めたときの連絡先
- ⑪ 工事関係者の連絡先
- ⑫ 許可又は届出を担当した都道府県等の部署の名称及び連絡先



運用開始時の届出について

- 規制区域の指定の際、規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、当該工事について届出をする必要があります。

※ 盛土規制法の許可・届出対象規模に該当するものに限る

＜届出が必要となる例＞

- ・ 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（開発許可を受けたものを含む）
- ・ 土石の堆積（既設のストックヤードなど）

- 届出を受理した場合には、一定の届出情報を公表します。

公表する届出情報

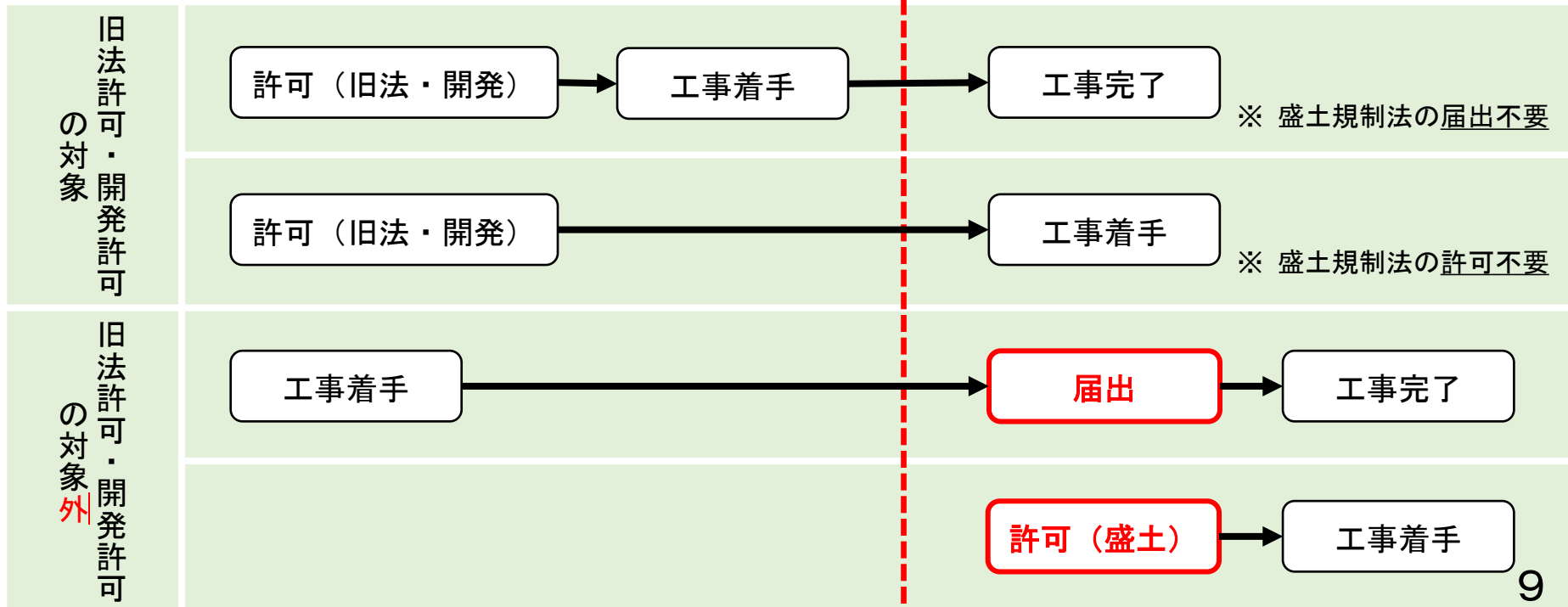
- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の届出年月日
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

運用開始前後の許可手続き等の取扱い

- 令和7年4月1日以降に、盛土規制法の許可対象規模に該当する工事を行う場合には、**許可が必要**になります。
- 運用開始時点で工事に着手している場合には、許可ではなく**届出が必要**となります。
- ※ 宅地造成等規制法（旧法）の規制区域内であって、旧法許可又は開発許可を受けている場合は、盛土規制法の許可及び届出は不要

旧法の規制区域内の場合

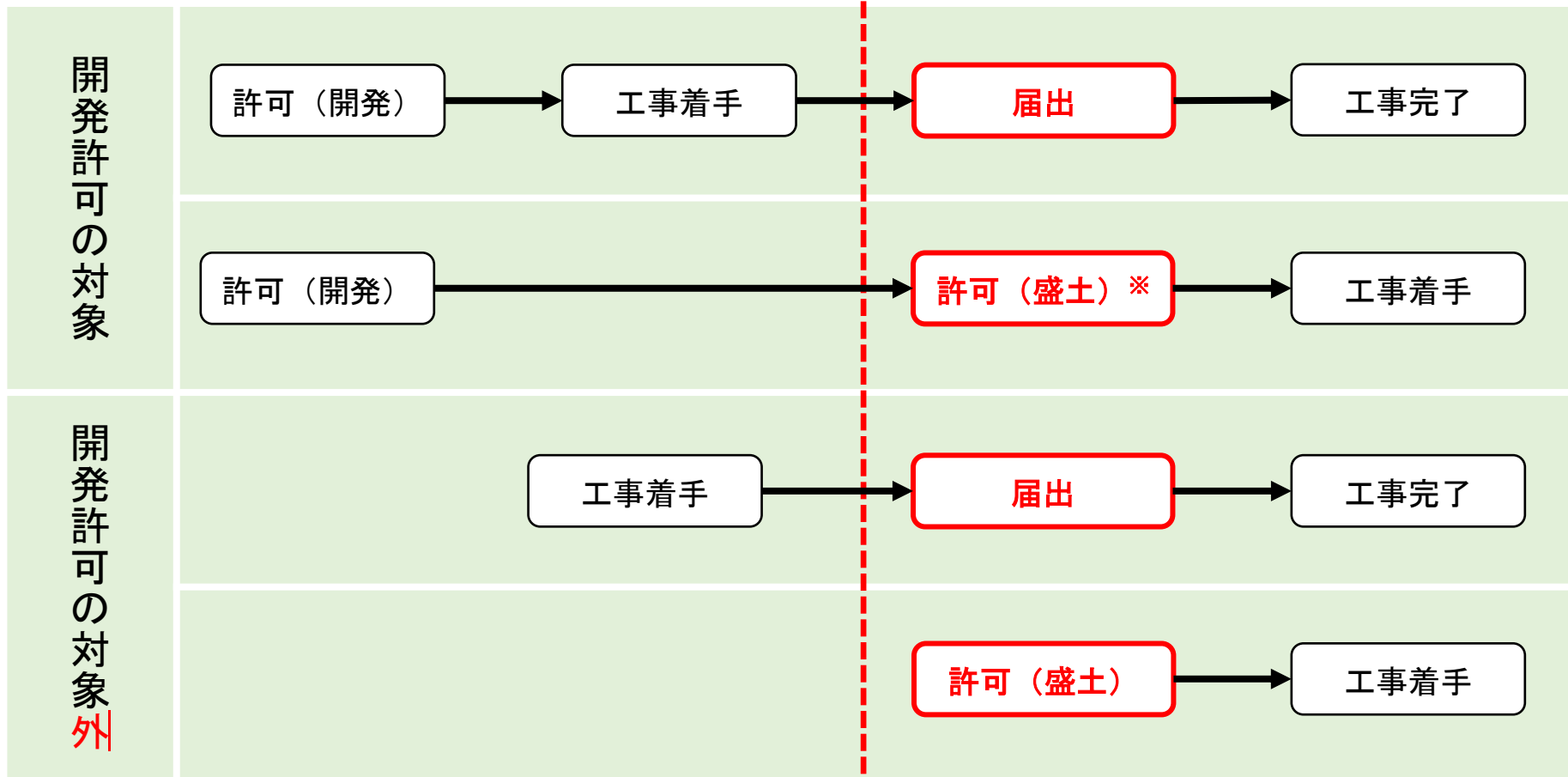
盛土規制法運用開始
(令和7年4月1日)



運用開始前後の許可手続き等の取扱い

旧法の規制区域外の場合

盛土規制法運用開始
(令和7年4月1日)



※開発許可を受けていても、運用開始時点で工事に着手していない場合には、盛土規制法の許可が必要となりますので、ご注意ください。

開発許可制度への影響について

- 開発許可を受けた宅地造成については、これまで宅地造成等規制法（旧法）第8条の許可が不要とされていたところ、盛土規制法への改正により、盛土規制法の許可を受けたものとみなされることになる。
- これにより、許可後の手続き及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることになる。

都市計画法の開発行為のうち、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域における宅地造成及び特定盛土等である場合の取扱い（主なもの）

○ 許可不要から許可みなしに変更

- ⇒ 盛土規制法の規定により、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象
- ⇒ 都市計画法のみならず、盛土規制法の是正措置と罰則も適用

○ 盛土規制法の技術基準の適用

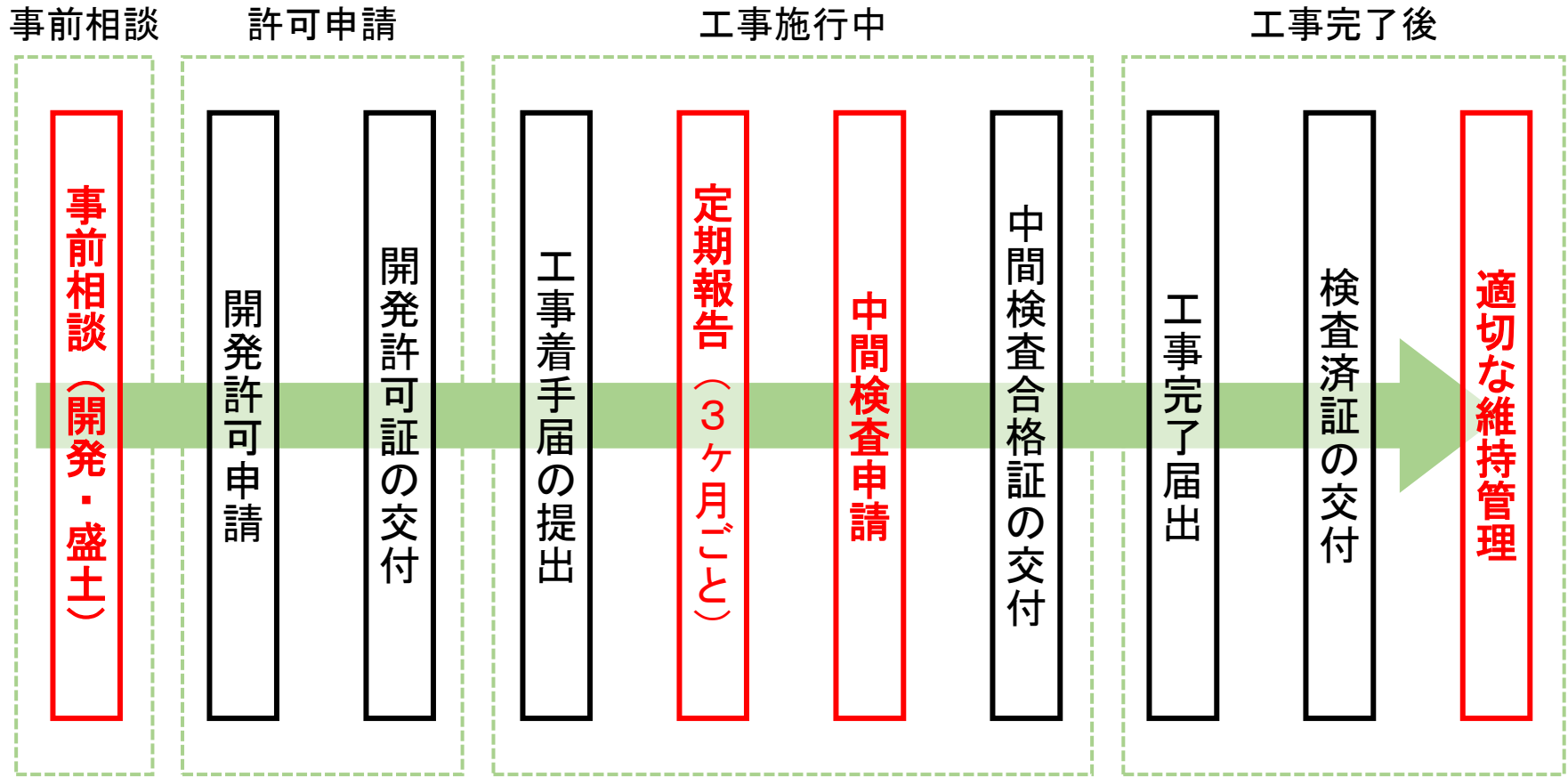
- ⇒ 都市計画法の規定により、盛土規制法の技術基準への適合が必要
盛土規制法の許可対象の該当性について、県都市政策課への事前相談をお願いします。

○ 資力信用（申請者）及び施行能力（施行者）に関する規定の適用拡大

- ⇒ 自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても適用対象

みなし許可となる場合の手続きの流れ

開発許可による盛土規制法のみなし許可となる場合



- ※ 定期報告・中間検査申請については、開発許可権者へ、定期報告又は中間検査申請書を提出してください。
- ※ 定期報告・中間検査は、一定規模を超える等の要件に該当する場合に限る

(参考) 盛土規制法の手続き一覧

		手続きの種類	根拠法令等
許可申請・届出	当初	宅地造成等に関する工事の許可 (宅地造成等工事規制区域内で、宅地造成等に関する工事を行う場合)	法第12条第1項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可 (特定盛土等規制区域内で、宅地造成等に関する大規模な工事を行う場合)	法第30条第1項
		特定盛土等に関する工事の届出 (特定盛土等規制区域内で、特定盛土等に関する工事を行う場合)	法第27条第1項
		土石の堆積に関する工事の届出 (特定盛土等規制区域内で、土石の堆積に関する工事を行う場合)	法第27条第1項
	変更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可 (法第12条第1項の許可を受けた工事の変更を行う場合)	法第16条第1項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可 (法第30条第1項の許可を受けた工事の変更を行う場合)	法第35条第1項
		宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出 (法第12条第1項の許可を受けた工事の軽微な変更を行う場合)	法第16条第2項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の軽微な変更の届出 (法第30条第1項の許可を受けた工事の軽微な変更を行う場合)	法第35条第2項
		特定盛土等に関する工事の変更届出 (法第27条第1項の届出をした特定盛土等に関する工事の変更を行う場合)	法第28条第1項
		土石の堆積に関する工事の変更届出 (法第27条第1項の届出をした土石の堆積に関する工事の変更を行う場合)	法第28条第1項
標識の掲示	標識の掲示	法第49条	
工事等の届出	工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成等に関する工事を行っている場合)	法第21条第1項	
	工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第21条第3項	
	工事等の届出 (宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第21条第4項	
	工事等の届出 (特定盛土等規制区域の指定の際、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第40条第1項	
	工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合)	法第40条第3項	
	工事等の届出 (特定盛土等規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第40条第4項	
適合証明申請	宅地造成及び特定盛土等工事許可等証明申請書	規則第88条	
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査 (法第12条第1項の許可を受けた工事の中間検査を申請する場合)	法第18条第1項	
	特定盛土等に関する工事の中間検査 (法第30条第1項の許可を受けた工事の中間検査を申請する場合)	法第37条第1項	
定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告 (法第12条第1項の許可を受けた工事の定期報告をする場合)	法第19条第1項	
	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告 (法第30条第1項の許可を受けた工事の定期報告をする場合)	法第38条第1項	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査 (法第12条第1項の許可を受けた宅地造成等の工事の完了検査を申請する場合)	法第17条第1項	
	特定盛土等に関する工事完了の検査 (法第30条第1項の許可を受けた宅地造成等の工事の完了検査を申請する場合)	法第36条第1項	
	土石の堆積に関する工事の確認	(法第12条第1項の許可を受けた土石の堆積の除却の完了確認を申請する場合) (法第30条第1項の許可を受けた土石の堆積の除却の完了確認を申請する場合)	法第17条第4項 法第36条第4項

許可手引きの作成・公表

現在 「栃木県盛土規制法許可事務の手引」 を
作成しております。

以下のHPにて2月頃に公表予定

[https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/kikaku/
moridokiseihou.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/kikaku/moridokiseihou.html)